



# 国有林における公募・協定方式について

平成24年10月30日「『みどりのきずな』再生プロジェクト」  
民間団体との連携に向けた説明会

林野庁業務課国有林野総合利用推進室 石澤 尚史

# 国有林における公募・協定方式について

## 1 基本的枠組み（仕組み）

### 民間団体の主な活動条件

- **協定期間**は、植栽から保育までの成林が見込める期間（5～10年程度）※

※これ以降も協定の更新は可能

- **活動経費**は協定相手方の自己負担、立木等の権利は国に帰属

## 対象箇所・実施条件

- 自然条件の厳しい海岸最前線を避け、まとまりある区域で参加希望団体を一括募集
- 保安林機能の維持等の観点から、樹種選定、苗木の取扱い等について、最低限の実施条件を設定

## 主な手続きの流れ

- 公募に対し、参加希望団体は、樹種、植栽本数、苗木の規格、植栽後の保育等の計画等を提案（申請）
- 提案（申請）された活動内容や実施体制等を地域の学識経験者、地方自治体等を交えて確認の上、協定相手方として決定
- 参加希望団体多数の場合、箇所分割や複数団体の合同実施等で調整（最小面積は0.1haで調整）

## 実施条件について

保安林機能の維持等の観点から確実に成林を期すことが重要であることから、最低限の実施条件・資格要件を設定します。

- **樹種等については**、林野庁検討会報告書「今後における海岸防災林の再生について」(平成24年2月)の第3(6)「森林の構成」で提示された内容等を踏まえ申請(参考1)
- **クロマツ・アカマツについては**、林業種苗法第24条に定める苗木の配布区域と合致する区域で生産された苗木を使用(参考2)
- **広葉樹については**、遺伝子攪乱に配慮し、できるだけ地元産の種子から生産された苗木を使用
- **植栽密度は**、原則として、治山事業に準じることとし、マツ類で5,000本/ha以上、広葉樹で3,000本/ha以上
- 植栽後5～10年程度で、成林が見込める**本数密度**を確保等

## 2 資格要件

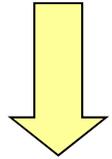
- 団体の目的、運営等に関する規約を有すること
- 団体の意思を決定し、ボランティアによる自主的な森林整備活動を継続的に執行する体制・技術等を有すること
- 地震等の緊急時に自力で速やかに避難できること
- 活動の目的が特定者の利益に資するものとならないこと、営利を目的としたものでないこと
- 国有林野の産物の売上代金等を滞納していないこと、管理及び処分に関して現に係争関係にないこと
- 協定を誠実に遵守すると認められること 等

### 3 申請内容

- 実施主体（団体名、代表者、住所等）
- 活動構想
  - ・活動目的、実施希望面積
  - ・活動内容（樹種、植栽本数、補植や下刈等の実施方法 等）
  - ・スケジュール（年次別の活動スケジュール）
- 活動等の進め方
  - ・実施体制（資金・苗木・人員の手配の考え方等）
  - ・安全管理体制等
- 活動実績（過去の森林整備活動の実績の有無、内容等）
- 苗木の調達予定（苗木の調達先、生産者、生産場所等）
- 資機材の調達予定（スコップ等資機材の調達方法）
- 労働力の調達予定（活動に要する人員手配の方法）
- 地域への貢献（活動を通じた地域貢献の考え方）

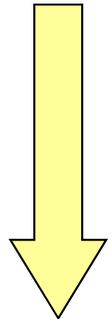
# 4 スケジュール（仙台市若林区荒浜での予定）

**対象箇所等を公告** 【H24年11月上旬】



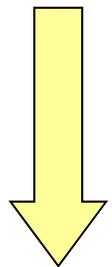
- ・森林管理局HP等で公表
- ・公告期間:30日間

**申請書の受付** 【H24年12月上旬】



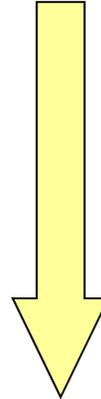
- ・地域の学識経験者、地方自治体等と確認
- ・公平性(要件との整合)や技術的な視点(植栽・保育の確実性)等の観点

**箇所等の決定** 【H25年1月上旬】



- ・参加希望団体が多数の場合、箇所の分割、複数団体の合同実施等で調整
- ・協定締結の最小面積は0.1haで調整

**協定の締結** 【H25年1月下旬】



- ・全体活動計画書の提出(協定締結後14日以内)
- ・年間活動計画書の提出(初年度は活動開始前までに)

- ・協定書及び全体活動計画書等は森林管理局HP等で公表

**植栽の開始** 【H25年3月下旬】

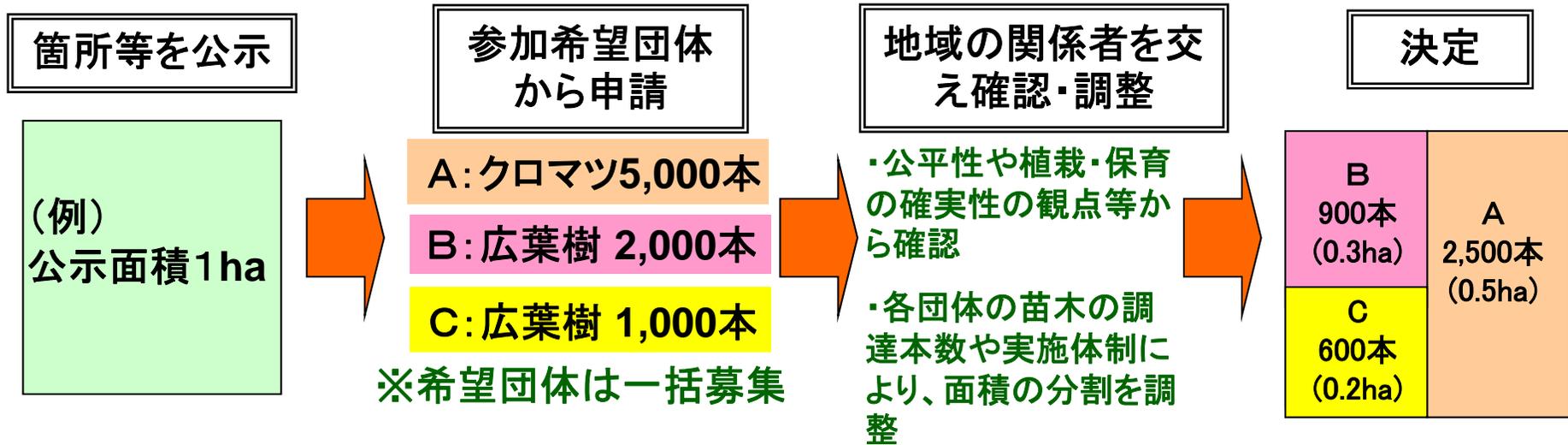
## 【他の工事箇所での取組み予定】

- ・現在、樹木の生育基盤の造成工事を実施中であり、工事の進捗状況や自然条件等を踏まえながら、今後調整していく予定。
- ・この場合において、公募・協定方式の仕組みや手続き等は基本的に同様とする考え。

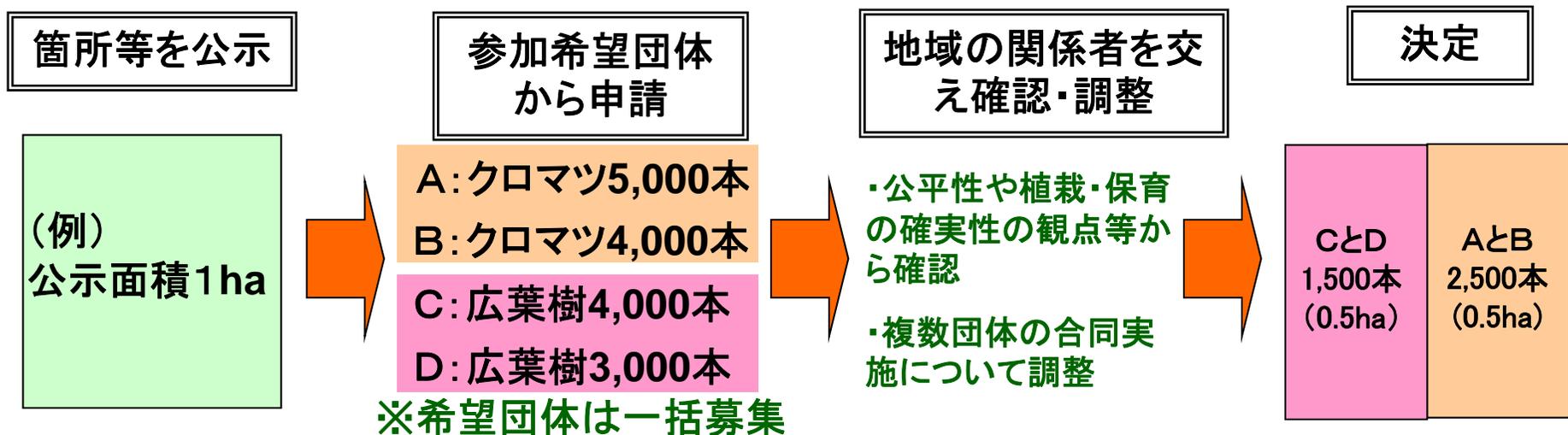
- ・民有林(直轄箇所)における連携のあり方については、都道府県、市町村の意向を踏まえ対応。

# 5 決定手続き（仙台市若林区荒浜での実施イメージ）

## a 箇所の分割の調整イメージ



## b 合同実施の調整イメージ



注：植栽密度はマツ類5,000本/ha、広葉樹3,000本/ha

## (参考1)

### 林野庁検討会報告書

#### 「今後における海岸防災林の再生について」

##### 第3(6) 「森林の構成」ウ(抜粋)

植栽樹種については、海岸の最前線は飛砂、潮風、寒風等の害に十分耐えうるもの、陸側は防風効果を高めるために保全対象に対し十分な樹高をもつものから選定する必要がある。

(中略) 加えて、自然条件や地域のニーズを踏まえた多様な森づくり、生物多様性の保全も求められていることから、植栽地の状況を見極めつつ、広葉樹の植栽等についても考慮することが望ましい。

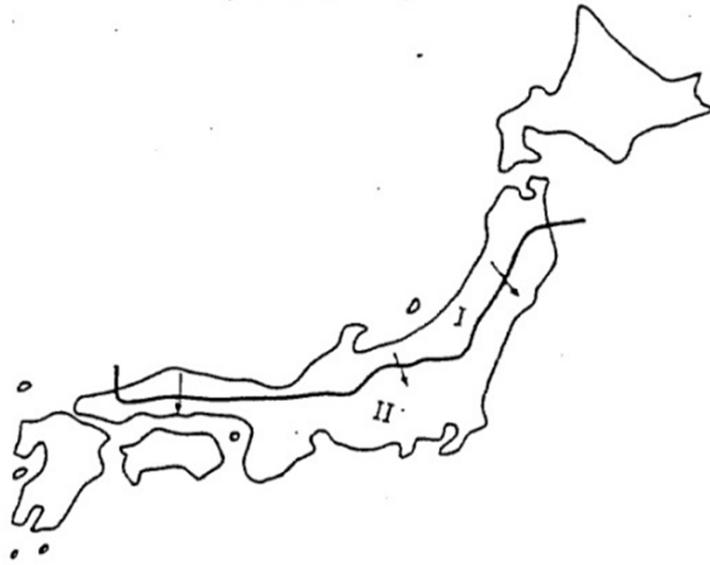
このようなことから、植栽樹種については、例えば、海岸の最前線は、針葉樹ではクロマツ、アカマツ等、広葉樹ではカシワ、トベラ等があげられ、陸側は、針葉樹ではクロマツ、アカマツ等、広葉樹ではカシワ、タブノキ、コナラ、エゾイタヤ等があげられる。

## (参考2)

### 林業種苗法に基づく種苗の配布区域

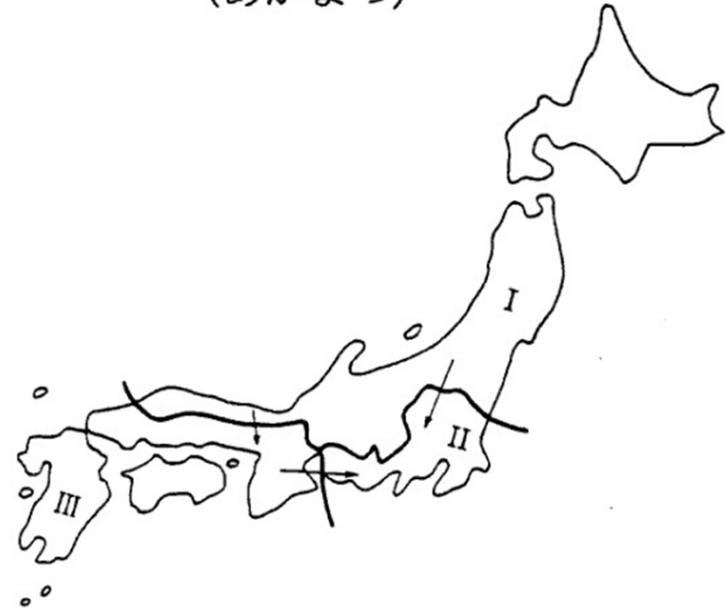
林業種苗法第24条第1項に基づき農林水産大臣の指定する種苗の配布区域(昭和46年2月1日農林省告示第179号)

(くろまつ)



※ II 区では I 区で生産された苗木も使用可能

(あかまつ)



※ I 区で生産された苗木のみ使用可能



ご静聴ありがとうございました

